

原議保存期間	1年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和7年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第29号
令和6年3月8日
警察庁生活安全局保安課長

アナログ規制の見直し結果を踏まえた風営適正化法等の運用について(通達)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)第6条に規定する許可証の掲示義務に係る規定等については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会公表。以下「工程表」という。)に基づき、その実施方法についてデジタル化を推進することとされているところ、下記のとおり運用することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 経緯

令和4年6月、デジタル臨時行政調査会において「デジタル原則に照らした一括見直しプラン」が決定され、我が国における全ての法令について、7項目のアナログ規制(「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)に該当する条項について見直しを行うこととされた。

上記により、規制の見直しを実施することとされた規定については、それぞれの見直しに向けた工程表が作成され、下記2の規定については、現行の規定及びその解釈に従前と変わるところはないものの、デジタル技術を活用することも可能である旨を示すこととなったものである。

2 対象規定及び見直しの内容

(1) 営業所における許可証の掲示(風営適正化法第6条)について【書面掲示規制】

法第6条(同法第31条の23において準用する場合も含む。)においては、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者(以下「風俗営業者等」という。)は、許可証(同法第10条の2第1項(同法第31条の23において準用する場合も含む。))

の認定を受けた風俗営業者等にあつては、同条第3項の認定証)を営業所の見やすい場所に掲示しなければならないこととされているところ、実地で当該掲示をすることを前提に、必要に応じて、許可証の画像、許可証の記載事項等をインターネット上に掲載することも可能である。

(2) 他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面の掲示等（風営適正化法施行規則第27条第1項第1号）について【書面掲示規制】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）第27条第1項各号においては、風営適正化法第13条第3項で規定する、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするための必要な措置について規定しており、同規則第27条第1項第1号では、「営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること」が規定されているところ、実地で当該掲示等を行うことを前提に、必要に応じて、その内容をインターネット上に掲載することも可能である。

(3) 営業所の周辺等の定期的な巡視等（風営適正化法施行規則第27条第1項第4号）について【目視規制】

上記(2)のとおり、風営適正化法施行規則第27条第1項各号においては、風営適正化法第13条第3項で規定する措置について規定しており、同規則第27条第1項第4号では、「営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること」が規定されているところ、実地で当該巡視を行うことを前提に、これを効果的かつ効率的に実施する観点から、補助的にウェブカメラ等のデジタル技術を活用することも可能である。

3 留意事項

上記2のデジタル技術については、それぞれの措置を効果的かつ効率的に実施する観点から補助的に活用することを想定したものであり、措置義務の内容自体は従前と変わるものではないことに留意願いたい（例えば、風俗営業者等が自らのホームページに許可証の画像を掲載していたとしても、実際に営業所の見やすい場所に許可証を掲示していないのであれば、風営適正化法第6条に規定する措置を講じたことにはならない。）。